

## 令和2年第5回雫石町農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和2年5月20日(水) 午前10時

2 開催場所 雫石町総合福祉センター 大会議室

3 出席した委員

### 農業委員

1 番 岡森 喜与一  
2 番 上和野 忠一  
3 番 一本木 孝久  
5 番 上野 哲  
9 番 木村 正美  
10 番 諏訪 剛郎  
11 番 八丁野 よし子

### 農地利用最適化推進委員

雫石 長坂 則雄  
雫石 細川 仁  
雫石 田村 國彦  
御所 川口 英敏  
西山 岡本 忠美  
西山 野々村 正男  
西山 櫻田 一夫  
御明神 林尻 勇人  
御明神 中村 守男  
御明神 石塚 正美

4 欠席した委員

### 農業委員

4 番 山本 長栄  
6 番 小赤澤 悦子  
7 番 佐々木 秀子  
8 番 新田 善男

### 農地利用最適化推進委員

雫石 小谷地 明弘  
御所 藤本 伸  
御所 米澤 正記  
御所 細川 健一  
西山 高橋 浩之  
西山 葛根田 善栄  
御明神 伊藤 庄一  
御明神 横欠 初男

5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第6 議案第4号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊

主 査 高 橋 直 也

主 査 上 路 里 子

開会時刻 午前10時00分

議長 只今の出席議員は、農業委員7名、推進委員10名、計17名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和2年第5回雫石町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでありますので、朗読を省略いたします。

議長 諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長 (資料に基づき説明)

議長 只今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては、11番 八丁野 よし子 委員、10番 諏訪 剛郎 委員、細川 仁 推進委員、川口 英敏 推進委員、岡本 忠美 推進委員、中村 守男 推進委員が行っております。農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、番号1と番号2を 川口 英敏 推進委員をお願いします。

川口 推進委員 御所地区、川口です。農地転用完了の番号1番と番号2番の調査報告をいたします。始めに番号1についてですが、場所は4ページにあります、「農転完了：〇〇」となっているところで、県道〇〇線を〇〇から〇〇方面へ約300m向かった場所に位置します。こちらは、〇〇新築の目的で申請され、昨年5月の総会で審議したもので、転用目的の通り工事が完了し利用されていることを確認しました。次に番号2についてですが、場所は4ページにあります、「農転完了：〇〇」となっているところで、先ほどご説明いたしました〇〇さんに隣接する場所です。こちらは、〇〇を新築する目的で申請され、平成29年6月の総会で審議したもので、平成30年1月に完了ということです。現地を確認したところ、こちらも転用目的の通りすべての工事が完了し、利用されていることを見て参りました。以上、報告といたします。

議長 確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

委員 「なし」の声

議長 その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

委員 「なし」の声

議長 なければ、これで諸般の報告を終わります。

議長 これより本日の議事日程に入ります。日程第1、会議録署名人及び書記の指名を議題といたします。お諮りいたします。本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により、当職から指名することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会議録署名人には、11番 八丁野 よし子 委員。3番 一本木 孝久 委員。書記には、事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。この総会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

議長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただいま上程されました議案について説明いたします。2ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたします。

番号1 ○○が所有する、田1筆、面積○○㎡について、○○と売買しようとするものであります。

番号2 ○○が所有する、田15筆、畑1筆、面積計○○㎡について、○○と農業者年金の継続受給のため新規に使用貸借しようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を5ページに添えており

ますが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、現地確認全般と番号1を11番 八丁野 よし子 委員、番号2を細川 仁 推進委員にお願いします。

11 番 八丁野委員

11番、八丁野です。現地調査全般について、ご報告いたします。5月14日、第3班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にかかる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。調査全般についての報告は以上です。

11 番 八丁野委員

引き続き番号1について、ご報告いたします。場所は13ページにあります「3条：〇〇・〇〇」となっているところで、〇〇集落を抜け北方面に約1.2km向かった場所になります。詳細な位置などは、別冊資料の1～2ページをご覧ください。本件は、土地の売買による有償移転ですが、〇〇さんの〇〇に伴い、〇〇さんが頼まれて購入し耕作するものだと聞いております。現地は耕作されておりませんが適切に保全管理されており、売買後は水田として利用する計画ですので問題ないものと思われます。以上で報告といたします。

細川 推進委員

雫石地区、細川です。番号2について、ご報告いたします。場所は14ページにあります、「3条：〇〇・〇〇」となっているところで、県道〇〇線沿いにある〇〇バス停留場付近と、〇〇付近一帯の場所になります。詳細な位置などは、別冊資料の3～6ページをご覧ください。本件は、〇〇さんが継続して経営移譲年金を受給するため、父〇〇さんから相続した農地を子の〇〇さんと使用貸借を行うものとして聞いております。現地を確認したところ適切に管理されており、また、利用状況が変わるものでもないことから問題はないものと思われます。以上で報告といたします。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。番号2について詳しくお話をさせていただければな  
と思いますけれども、農業者年金の継続受給のためとのことですが、  
更新ではないのかなど。それが新規となっているものですから。もう  
ちょっと詳しく教えていただければと思います。

高橋主査

渡し人の〇〇さんが既に経営移譲年金を受給している方なんです  
けれども、今回お父さんがお亡くなりになったのでこの土地全部相  
続を受けましたので、引き続き経営移譲年金を受給するにあたって、  
後継者の息子さんに父から相続を受けた農地を貸し借りについては  
新規ということで使用貸借するものであります。年金関係ということ  
で、年金受給は新規ではございません。

議 長

ほかにごございませんでしょうか。

委 員

「なし」の発声

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案  
第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定  
について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第1号、農地法第3条第1項の  
規定による許可申請に対する可否決定について、原案のとおり決定い  
たしました。

議 長

日程第4、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請  
に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求め  
ます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。6ページ  
をご覧ください。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。許可申請事項について説明いたしま  
す。番号1 〇〇が所有する、田2筆、面積計〇〇㎡を、〇〇建設の  
ため〇〇と賃貸借しようとするものであります。本案件に関する申請  
農地は、300m以内に〇〇等の〇〇施設がある農地であることから

第3種農地に区分され、第3種農地は原則許可できることから農地転用許可基準を満たしているものと思われます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧ください。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、番号1を10番 諏訪 剛郎 委員にお願いします。

10番 諏訪委員

10番、諏訪です。番号1について報告いたします。場所は13ページにあります、「5条：〇〇・〇〇」となっているところで、〇〇北側にある〇〇の西側に隣接する場所です。詳細な位置などは、別冊資料の7～11ページをご覧ください。本案件は、〇〇の新築に伴い、〇〇用地として農地転用の申請がされたものです。現地を確認したところ保安全管理されており、土地のまわりには〇〇等も立ち並んでいるため、周囲に与える影響もないことから問題ないものと思われます。なお、事前着工はありませんでした。個人的な所見ですが、田園風景が失われること、それから〇〇は既に充分ではないかと思われます。〇〇がバイパスから見た時に見えなくなってしまう、〇〇も空き〇〇が出たりしているのも見えますので、個人的にはあまり建設して欲しくないという思いはあります。事前着工ございませんでしたし、基準も満たしているので問題ございませんが、そういう状況でございます。以上で報告といたします。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。只今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで審議を終結します。これより採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「挙手多数」

議長

挙手多数であります。よって、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定につ

いてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。8ページをお開き願います。

(議案書朗読説明)

次のページをご覧ください。番号1 〇〇が所有する、田5筆、面積計〇〇㎡について、〇〇と利用権を再設定しようとするものであります。本案件につきまして農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。以上で説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めます。番号1を雫石地区 田村 國彦 推進委員にお願いします。

田村 推進委員

雫石地区 田村です。番号1について意見を述べさせていただきます。本件は再設定であり、〇〇さんが継続して耕作することから問題はないものと思われま

議長

推進委員からの意見が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員

「なし」の発声

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定について、原案のとおり決定いたしました。

議長

日程第6、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。この議案については、私に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条の規定により議事に参与ができませんので、この議案の審議が終結するまで退席します。尚、議長は雫石町農業委員会規程第4条により、会長が欠けたと

きは、会長の職務代理者が職務を代理するとありますので、上和野忠一 会長職務代理者に議長をお願いします。

(岡森 喜与一 会長 退席)

(上和野 忠一 会長職務代理者 議長席に着席)

議長(職務代理者) 岡森 喜与一 会長が退席しましたので、暫時議長を務めます。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。10ページをご覧ください。

(議案書朗読説明)

次のページをお開き願います。番号1 願出人は〇〇であります。願出土地は、〇〇番〇外、畑3筆、面積計〇〇㎡であります。非農地となった事由は、願出人の父が所有者であった〇〇年頃に3筆とも他の土地と一体的に〇〇として整備し利用しており、〇〇年頃に〇〇番〇、〇〇番〇に〇〇の事務所及び〇〇施設を建設し、〇〇年に父から相続を受け、〇〇年の法人化後〇〇番に〇〇施設を整備し現在に至るとのことですが、手続きが済んでいるものと思っていたということで、今回自身が〇〇となっている〇〇に土地を譲渡する計画があり調査した結果判明したということになります。本案件に係る現地確認書を12ページに添えておりますが、非農地となってから20年以上経過しており、農地に復旧することが困難であることから、農地法第2条第1項に規定する農地ではないと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださいようお願いいたします。以上で説明とさせていただきます。

議長(職務代理者) 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、岡本 忠美 推進委員をお願いします。

岡本 推進委員

西山地区、岡本です。番号1について報告いたします。場所は13ページにあります、「適用外：〇〇」となっているところで、〇〇の事務所等がある場所になります。詳細な位置などは別冊資料の12～15ページをご覧ください。現地の状況ですが、農業用施設用地として整備されており、願出のあった土地については、事務所及び〇〇は宅地、〇〇などの部分は雑種地として利用されていることを確認いたしました。議案書に書かれているとおり、お父さんの代から農地以



外に利用され、20年以上経過していることや農地に復旧することは困難でありますので、適用外も止むを得ないものと思われま

す。以上で報告といたします。

議長（職務代理者） 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員 9番、木村です。総会案件資料の方にも13～15ページまで写真等が載っておりますけれども、地番〇〇番に〇〇施設が建ったとのことだが、この写真でどこの部分にあたるのか、分かりにくいので説明願います。

高橋主査 総会案件資料の15ページの下の写真の〇〇が13ページの地番図でいうと東側、ここにネットがありますがここが境界になります。15ページの写真の手前に軽トラとかありますが、これは〇〇番〇となります。

9番 木村委員 15ページの下の写真2棟が〇〇だと。その上の写真の右側の山林のちょっと下の〇〇が見えるが脇に写っているビニールハウスは山林の中に建っているという考え方でよろしいのでしょうか。

高橋主査 13ページをご覧ください。山林の下に建っているビニールハウスですけれども、これの3分の1が〇〇番の中に入っております。残りの3分の2が北側の山林の方にあります。手元に詳細な図面があるので、ちょっとご覧いただければと思います。

9番 木村委員 この説明だけでいくと4棟全部ここなのかととれたものですから。疑問を感じたのは〇〇番〇と〇〇番〇の三角の部分と〇〇番が図面上では結構離れているように見えるが、写真では事務所とか比較的近いように見えるので。こんなに近いのかと疑問を感じたので。みんなが分かるような説明資料を出さないと。次回以降はそのように対応をお願いします。

議長（職務代理者） 次回以降はそのように説明していただくことでよろしいですか。

9番 木村委員 今回、徹底するように私だけ見て「わかりました」という訳にはいかないなので、少なくとも他の委員にも見てもらうというのは必要だと思います。

高橋主査 では、見ていただきたいと思います。

議長（職務代理人） 暫時休憩します。

議長（職務代理人） 休憩を解いて再開します。

議長（職務代理人） ほかに質疑ございませんか。

委員 「なし」の発声

議長（職務代理人） なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長（職務代理人） 全員挙手であります。よって、議案第4号、農地法の適用外証明願に対する可否決定については、願い出のとおり証明することに決定いたしました。

（上和野 忠一 会長職務代理者が自席へ移動）

（岡森 喜与一 会長 着席）

議長 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。これをもちまして本日の会議を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。

閉会時刻 午前10時45分